

奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第二十一号

奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十二年三月奈良県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とする。

第四条（見出しを含む。）中「別表第一の二十八の項」を「別表第一の三十の項」に改め、同条を第五条とする。

第三条（見出しを含む。）中「別表第一の二十七の項」を「別表第一の二十九の項」に改め、同条を第四条とする。

第二条の見出し及び同条第一項中「別表第一の二十五の項1」を「別表第一の二十六の項1」に改め、同条第二項中「別表第一の二十五の項11から13まで及び15」を「別表第一の二十六の項11から13まで及び15」に改め、同条第三項中「別表第一の二十五の項18」を「別表第一の二十六の項18」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（条例別表第一の十三の項の規則で定める場合）

**第二条** 条例別表第一の十三の項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 一般旅券の発給を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）

が外国にある親族等の疾病、事故、天災等による死亡、入院等により、緊急に渡航する必要があると認められる場合

二 申請者が業務上の事由等により早急に外国に渡航する必要がある場合において、市町村において一般旅券の発給を申請するとすれば渡航の予定日前にその交付を受けることが困難であると認められるとき。

三 申請者が旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十三条第一項各号のいずれかに該当する場合

四 申請者が市町村において一般旅券の発給を申請することが当該申請者の利便を考慮して適当でないと認められる場合

五 前各号に掲げる場合のほか、やむを得ない理由があると認められる場合

別表第一中「第二条関係」を「第三条関係」に、「別表第一の二十五の項1」を「別表第一の二十六の項1」に改める。

別表第二中「第五条関係」を「第六条関係」に改め、同表の三の項中「別表第一の二十三の項54」を「別表第一の二十四の項54」に改め、同表の四の項中「別表第一の二十七の項11」を「別表第一の二十九の項11」に改め、同表の十一の項中「別表第二の三十四の項2」を「別表第二の三十五の項2」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。